消費情報
サポーター通信

令和７年度第９号

今月のテーマ

意図しないサポートサービスに注意！

事例

・クレジットカードの請求金額がいつもより高額になっていることに気づき、カード会社に問い合わせたところ、契約した覚えのないサポート料金が毎月7,000円請求されていた

・以前、カニなどの海産物を購入したことがあり、その業者によってサポートサービスを契約させられていたことがわかった

・申し込んでもいないサポート料金は払いたくないので、解約することはできないか

アドバイス

○電話勧誘などで商品を購入した際、業者が勝手に「●●サポート(サービス)」の契約を付け加えていることがあります

○事例では、請求金額に不信感を持ったことで気付けましたが、知らずにいると、不要なサービスに対し契約を取り消すまで毎月定額料金を払い続けることになります

○クレジットカードの利用明細は定期的に確認しましょう

○知らない番号はもちろん、国際電話、「0120」や「0800」などのフリーダイヤルから発信された番号は着信拒否などの機能を活用し、電話に出ないなど、悪質な業者と接点を持たないように注意しましょう

困ったときは、すぐに消費者ホットライン☎188へ相談しましょう！

◆ご相談は…

消費者ホットライン　局番なし　☎188（いやや）

（お近くの消費生活センターにつながります）

青森県消費生活センターマスコットキャラクター テルミちゃん（TelMo）

公式LINE登録してね
友達登録方法
右のQRコードを読み込む
または
LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

令和７年１２月発行

青森県消費生活センター　☎017-722-3343（平日9時～17時30分　土・日・祝日10時～16時　※年末年始休）